

あきた北農業協同組合の米穀の「生産の目安」に関する方針

1 米穀の生産を行う者に係る「生産の目安」の提示方針

ア 農業者別の「生産の目安」提示方法

当該生産の目安方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者等」という。）の生産の目安については、本農業協同組合管内の大館市農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）における議論に基づき、提示される方針作成者別の需要量に関する情報及び販売戦略等に基づき、再生協議会で算定される。

イ 農業者別の水稻作付面積の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産の目安に基づき、作付面積を設定することとする。農業者別の生産の目安を作付面積に換算する場合の基準単収の設定については、本農業協同組合管内の再生協議会の検討を踏まえ設定する。

ウ 農業者別の生産の目安及び作付面積の通知方法

生産の目安及び作付面積の通知については、方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組みがある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産の目安及び作付面積の通知にとどめ、農業者への通知を省略することができるものとする。

2 生産の目安を達成するためにとるべき措置

需要に応じた米生産への取組み

ア 米以外の作物等の作付方針

本農業協同組合管内の水田フル活用ビジョンに定めた、地域の特性に応じた作物戦略に則した生産振興を図り、その定着化に努めることとする。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、加工用途向けに供給することを目的にした加工用米・新規需要米の生産に取り組むこととする。

尚、加工用米・新規需要米の生産を行う場合には、主食用米の需要に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

本農業協同組合管内の水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、需要に応じた米づくりを実施するためには、本方針参加農業者だけでなく、他の生産の目安方針に従って米穀を生産する農業者、本農業協同組合の区域に水田を所有する農業者等が一体となった生産の目安への取組みが必要である。

このため、本農業協同組合管内の再生協議会において、地域内における整合性のとれた需要に応じた米づくりの進め方について、十分議論するとともに、管内の大館市、農業委員会、土地改良区、農業共済組合等の関係機関においてもその実現に向けて、本方針参加農業者等にとどまらず広く管内の農業者に対して、必要な助言、指導を実施することが必要である。

具体的には

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者等に対する、需要に応じた米づくりの指導。
- ii 本農業協同組合管内の再生協議会における、地域内の方針作成者間の整合性の確保に向けた助言、及び指導。
- iii その他必要な情報の提供に関すること。

(米穀の生産の目安に関する方針)

生産の目安算定の方法と作付面積の設定における単収の設定方法

大館市の生産の目安は、秋田県から提示された県全体の生産の目安をもとに算定した市段階の生産の目安とする。

農業者毎の生産の目安（水田作付率）は、個人毎の水田経営面積（1筆ごとの面積をa単位で小数点第2位を四捨五入した面積の合計）の55.1%として提示する。

3 生産振興を図る転作作物

地域農業再生協議会名	水田フル活用ビジョンにおける生産振興を図る転作作物
大館市農業再生協議会	大豆、ソバ、アスパラガス、きゅうり、山の芋、とんぶり、枝豆、ねぎ、小玉スイカ、花き（キク、トルコギキョウ、ユリ、ヒマワリ、リンドウ、ダリア、アスター、オミナエシ、デルフィニウム、紅花、バラ）、葉たばこ、トマト、スイカ